

# 特定非営利活動法人未来つなぐワークケア定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人未来つなぐワークケアという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県大和郡山市北大工町42-1番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本の労働人口減少に対処すべく、すべての人が働く社会を実現するために SDGs 宣言の目標の一つに掲げている「働きがいも経済成長も」に準じた人間らしい仕事を提供して社会貢献活動の活発化及び経済活動の活性化及び国際協力に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (2) 経済活動の活性化を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 高齢者や障害者の雇用機会創出及び就労支援事業
  - ② 外国人労働者と国内企業のマッチング支援事業
  - ③ 高齢者、障害者外国人労働者等のキャリアアップ支援事業
  - ④ ワークライフバランス及び多様な雇用形態に関する相談支援事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 名誉会員 この法人に特に功績のあった者又は学識経験者で総会の議決をもって推薦された者

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内を置くことができる。
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長を若干名置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 指定のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額

- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
  - (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 26 条 総会は、正会員総数の 5 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

- 第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がいる場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 資産の管理の方法

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）

- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決する者に譲渡するものとする。

（合併）

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雜則

### (細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	榎堀 明
副理事長	藤井 正勝
同	榎堀 和子
理事	松本 普徳
同	中西 康博
同	中橋 玲子
同	藤井 利秀
同	森川 佳恵
監事	上野 和夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2025年8月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2024年6月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人 入会金	2,000 円	年会費	3,000 円
	団体 入会金	5,000 円	年会費	10,000 円
(2) 賛助会員	個人 入会金	5,000 円	年会費	10,000 円 (1 口)
	団体 入会金	10,000 円	年会費	50,000 円 (1 口)
(3) 名誉会員	入会金	0 円	年会費	0 円

## 役員名簿

特定非営利活動法人 未来つなぐワークケア

役名	氏名
理事	えのきぼり あきら 榎堀 明
理事	ふじい まさかつ 藤井 正勝
理事	まつもと ひろのり 松本 普徳
理事	なかにし やすひろ 中西 康博
理事	なかはし れいこ 中橋 玲子
理事	ふじい としひで 藤井 利秀
理事	まりかわ よしえ 森川 佳恵
理事	えのきぼり かずこ 榎堀 和子
監事	うえの かずお 上野 和夫

## 設立趣旨書

### 1 趣 旨

少子高齢化が進展し、労働人口が減少し、労働力の減少が顕著になりつつある昨今、構造的な要因に加えて、コロナ禍からの脱却等により景気回復などを背景とした労働需要の増加による雇用情勢の改善等により、我が国は人手不足が進む状況にある。

労働力の希少性が高まる一方で、その量的確保ができる限り図るとともに、質を高め、能力発揮が可能となるような環境を整備することが必要となっている。

我が国が直面している少子高齢化の状況について概観すると2030年にかけて65歳未満の人口は急激に減少する一方、65歳以上の人口は急激に増加すると見込まれています。また障害者の雇用に対する国や自治体の支援も進み、労働力としての期待も膨らみつつあります、同時に外国人の雇用が増加傾向にあり、こちらも新たな労働力として期待されています。

上記のような状況の中私たちは「特定非営利活動法人 未来つなぐワークケア」を設立し、人手不足に悩む企業に対し、今まで雇用に踏み切れなかった、高齢者、障害者、外国人等のいわゆる雇用弱者と言われる方たちとのマッチングを支援し、企業に対しては雇用の安定を労働者に対しては安心して就労できる環境の支援をして参ります。

これらの活動は、営利を目的とするものではなく、各種専門家の知識も活用し、企業と労働者、双方と長く関係を築きながら、お互いに安心した雇用関係を築いてもらうための相談機関であることの必要性を鑑みると特定非営利活動法人の設立が望ましいと考えています。これらの活動はSDGs宣言の目標の一つにも掲げている「働きがいも経済成長も」に準じた人間らしい仕事を提供して社会貢献活動の活発化及び経済活動の活性化及び国際協力に寄与することなり公共の利益に寄与するものと確信しております。

以上の観点から、新たに特定非営利法人を設立しようとするものです。

### 2 申請に至るまでの経過

令和5年7月頃	榎堀 明を中心にNPO法人設立に向けて準備を開始。
令和5年8月27日	設立発起人会を開催、設立趣旨、定款、事業計画などを話し合い書類作成にとりかかる。
令和5年10月12日	設立総会を開催し理事、会員の承認を済ませた。

令和 5 年 10 月 20 日

特定非営利活動法人 未来つなぐワークケア  
設立代表者 氏名 榎 堀 明

## 設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和6年6月30日まで

特定非営利活動法人 未来つなぐワークケア

### 1. 基本方針

すべての人が働きがいのある人間らしい仕事に就ける社会を実現するための事業を実施し、布いては経済活動の活性化及び国際協力に寄与する事を基本方針とする。

### 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容(具体的な事業内容)	実施予定期時	実施予定場所	受益対象者及び予定期数	支出見込(千円)
高齢者や障害者の雇用機会創出及び就労支援事業	受け入れ可能な事業所を探すとともに就労を希望する高齢者や障害者に必要な訓練等の支援を行う	随時	当法人事務所又は受け入れ事業所	事業主及び高齢者や障害者 10人／年	200
外国人労働者と国内企業のマッチング支援事業	受け入れ可能な事業所を探すとともに就労を希望する外国人に必要な訓練等の支援を行う	随時	当法人事務所又は受け入れ事業所	事業主及び就労希望外国人 5人／年	40
高齢者、障害者外国人労働者等のキャリアアップ支援事業	高齢者、障害者、外国人労働者向けの就職セミナーやマッチングイベントを実施する	2回	未定	事業主及び高齢者や障害者、就労希望外国人	50
ワークライフバランス及び多様な雇用形態に関する相談支援事業	対象者の雇用に関するあらゆる相談に応じ又は助言する	随時	当法人事務所(場合によっては相談者が希望する場所)	相談及び助言を希望する高齢者や障害者、就労希望外国人	0

### 3. 事業実施体制

#### (1)会議に関する事項

- ①通常総会 8月
- ②理事会 年1回

#### (2)事務局体制

事務局長:橋本 龍也、 事務局スタッフ:亀谷 和友

## 令和6年度の事業計画書

令和6年7月1日 から 令和7年6月30日まで

特定非営利活動法人 未来つなぐワークケア

### 1. 基本方針

すべての人が働きがいのある人間らしい仕事に就ける社会を実現するための事業を実施し、布いては経済活動の活性化及び国際協力に寄与する事を基本方針とする。

### 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容(具体的な事業内容)	実施予定期時	実施予定場所	受益対象者及び予定人数	支出見込(千円)
高齢者や障害者の雇用機会創出及び就労支援事業	受け入れ可能な事業所を探すとともに就労を希望する高齢者や障害者に必要な訓練等の支援を行う	随時	当法人事務所又は受け入れ事業所	事業主及び高齢者や障害者 60人／年	400
外国人労働者と国内企業のマッチング支援事業	受け入れ可能な事業所を探すとともに就労を希望する外国人に必要な訓練等の支援を行う	随時	当法人事務所又は受け入れ事業所	事業主及び就労希望外国人 20人／年	50
高齢者、障害者外国人労働者等のキャリアアップ支援事業	高齢者、障害者、外国人労働者向けの就職セミナーやマッチングイベントを実施する	2回	未定	事業主及び高齢者や障害者、就労希望外国人	50
ワークライフバランス及び多様な雇用形態に関する相談支援事業	対象者の雇用に関するあらゆる相談に応じ又は助言する	随時	当法人事務所(場合によっては相談者が希望する場所)	相談及び助言を希望する高齢者や障害者、就労希望外国人	50

### 3. 事業実施体制

#### (1)会議に関する事項

- ①通常総会 8月
- ②理事会 年1回

#### (2)事務局体制

事務局長:橋本 竜也、 事務局スタッフ:亀谷 和友

特定非営利活動法人未来つなぐワークケア

## 設立当初の事業年度 活動予算書

成立の日から令和6年 6月30日まで

(単位:円)

科 目	金 領	
I 経常収益		
1. 受取会費		
入会金	26,000	
正会員受取会費	39,000	
賛助会員受取会費	0	
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金		
受取民間助成金		
4. 事業収益		
高齢者・障害者就労支援事業収益	200,000	
外国人労働者マッチング支援事業収益	50,000	
キャリアアップ支援事業	50,000	
雇用形態に関する相談支援事業	0	
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
経常収益計		365,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	200,000	
法定福利費	****	
*****	*****	
人件費計	200,000	
(2) その他経費		
講師謝金	*****	
消耗品費	*****	
印刷費	*****	
通信費	30,000	
保険料	****	
会場費	30,000	
会議費	30,000	
*****	****	
その他経費計	90,000	
事業費計		290,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与手当	50,000	
法定福利費	****	
*****	*****	
人件費計	50,000	
(2) その他経費		
消耗品費	*****	
印刷費	*****	

通信費	*****		
旅費交通費	*****		
光熱水費	****		
保険料	***		
会議費	***		
租税公課	***		
.....	***		
その他経費計	0		
管理費計		50,000	
経常費用計			340,000
当期正味財産増減額			25,000
設立時正味財産額			100,000
次期繰越正味財産額			125,000

特定非営利活動法人未来つなぐワークケア

## 令和6年度年度 活動予算書

令和6年7月1日 から 令和7年6月30日まで

(単位:円)

科 目	金 額
I 経常収益	
1. 受取会費	
入会金	10,000
正会員受取会費	54,000
賛助会員受取会費	50,000
2. 受取寄付金	
受取寄付金	
.....	
3. 受取助成金等	
受取地方公共団体助成金	
受取民間助成金	
.....	
4. 事業収益	
高齢者・障害者就労支援事業収益	600,000
外国人労働者マッチング支援事業収益	50,000
キャリアアップ支援事業	50,000
雇用形態に関する相談支援事業	0
5. その他収益	
受取利息	0
雑収益	100,000
.....	100,000
経常収益計	914,000
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	
給与手当	400,000
法定福利費	0
.....	0
人件費計	400,000
(2) その他経費	
講師謝金	0
消耗品費	0
印刷費	0
通信費	50,000
保険料	0
会場費	50,000
会議費	50,000
.....	0
その他経費計	150,000
事業費計	550,000
2. 管理費	
(1) 人件費	
給与手当	150,000
法定福利費	0
.....	0
人件費計	150,000
(2) その他経費	
消耗品費	0
印刷費	0

通信費	-		
旅費交通費	0		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	0		
租税公課	0		
.....	0		
その他経費計	0		
管理費計	150,000		
経常費用計		700,000	
当期正味財産増減額		214,000	
前期繰越正味財産額		125,000	
次期繰越正味財産額		339,000	